

総 室 発 第 12 号
令和 4 年 4 月 27 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、令和3年6月25日に東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既申請」という。）をしておりますが、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（以下「後申請」という。）をいたしました。

従いまして、既申請と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査していただきますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年6月25日（総室発第29号）
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、東海第二発電所における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動とし標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和4年4月27日（総室発第12号）
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。